

政令第

号

商工省官制等の一部を改正する政令

内閣は、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則の規定に基き、ここに商工省官制等の一部を改正する政令を制定する。

第一條 商工省官制（昭和二十年勅令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二條商工事務官の部中「專任百二十五人 二級」を「專任百三十三人 二級」に、「專任三百十六人 三級」を「專任三百二十六人 三級」に、商工技官の部中「專任百十二人 二級」を「專任百十四人 二級」に、「專任二百五十九人 三級」を「專任二百六十二人 三級」に改める。

標準

第二條 特許局官制（昭和二十年勅令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第二條商工事務官の部中「專任十九人 二級」を「專任二十四人 二級」に、「專任六十四人 三級」を「專任六十七人 三級」に、商工技官の部中「專任九十八人 二級」を「專任九十八人 二級」に、「專任七十四人 三級」を「專任七十七人 三級」に改める。

第三條 貿易官制（昭和二十年勅令第七百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二條商工事務官の部中「專任百十七人 二級」を「專任百二十一人 二級」に、「專任百二人 三級」を「專任百八人 三級」に、商工技官の部中「專任十六人 二級」を「專任十八人 二級」に、「專任十六人 三級」を「專任二十人 三級」に改める。

第四條 商工局官制（昭和二十一年勅令第一号）の一部を次のように改正する。

第三條商工事務官の部中「專任三百九十七人 二級」を「專任四百十四人 二級」に、商工技官の部中「專任百三十七人 二級」を「專任百六十六人 二級」に、商工事務官又は商工技官の部中「專任九百八十八人 三級」を「專任千二十八人 三級」に改める。

第五條 商工部内臨時職員等設置制（昭和二十年勅令第四百八十七号）の一部を次のように改正する。

第一條商工事務官の部中「專任百三十人 二級」を「專任百四十人 二級」に、商工技官の部中「專任百十八人 二級」を「專任百十三人 二級」に改める。

第九條商工技官の部中「專任二十八人 二級」を「專任二十四人 二級」に、商工事務官又は商工技官の部中「專任八十四人 三級」を「專任八十人 三級」に改める。

第十條 臨時石炭ノ生産ニ関スル事務ニ従事セシムル爲石炭局ニ通ジテ左ノ職員ヲ充

商工事務官又ハ商工技官

專任八人 一級

專任四百九人 三級

商工事務官

專任百五十六人 二級

商工技官

專任百三十一人 二級

各石炭局ニ鉱務監督官ヲ置キ二級又ハ三級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ

充ツ

鉱務監督官ハ上官ノ命ヲ受ケ鉱業警察ニ関スル事務ヲ掌ル

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

裏面白紙

理由

彌託制度の廃止に伴い経過措置として商工部内におかれた臨時職員を整理して本官定員に振替え、特許審査及び審判の件数増加に對應するため特許局に所要の職員を増置し、民間貿易再開に伴う弗償格査定及び磷鉍開採に關する事務処理に必要な職員を貿易廳に設置し、臨時石炭鉍業管理法の強力な実施を図るため資材轉旋、炭鉍保及及び生産促進の現場事務処理に必要な職員を石炭局に増置し、併せて石炭局に鉍務監督官を置いて炭鉍保安の万全を期する必要があるからである。

昭二〇 勅八六 七〇三 七〇五
 昭二一 勅九二 七〇九 二一七 三四九 五三二
 昭二二 勅一〇〇 一七八 政九五 九六 三一〇
 昭二三 政一一二

商工省官制

第一條 商工大臣ハ商工、鑛山、電氣及發電水力、度量衡及計量並ニアルコールノ專斷ニ關スル事務ヲ管理ス

第二條 削除

第三條 商工省ニ左ノ九局ヲ置ク

- 總務局
- 鑛務局
- 電氣通信機械局
- 化學局
- 鑛務局
- 鑛山局

電力局

生活物資局

調査統計局

第四條 總務局ニ於テハ所管行政ノ企畫一般及綜合調整ニ關スル事務、商工一般ニ關スル事務、所管行政ニ關スル事業ノ再建整備ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ關セサル事務ヲ掌ル

第五條 鑛務局ニ於テハ他ノ主管ニ關スルモノヲ除クノ外鑛務器具ニ關スル事務（鐵道車輛、鐵道信號保安裝置、船舶及船舶用品ニ關スル事務並ニ農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 電氣通信機械局ニ於テハ電氣通信機械器具及電氣通信用品ニ關スル事務ヲ掌ル
 第七條 化學局ニ於テハ無機藥品及他ノ主管ニ關スルモノヲ除クノ外化學工業品ニ關スル事務（工業鹽及製鹽廢渣ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ含ミ飲食料品ニ關スル事務並ニ農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）、農林工業品ニ關スル事務並ニアルコールノ專賣ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 化學局ニ化學肥料製造ヲ掌ル
 化學肥料製造ニ於テハ化學肥料ノ事務ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 纖維局ニ於テハ纖維工業品ニ關スル事務（紙及紙製品ニ關スル事務並ニ農林畜水産業
專用品ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ除ク）ヲ掌ル

第八條 鑛山局ニ於テハ鑛物及金屬ニ關スル事務（農林畜水産業專用物品ノ配給及消費ニ關
スル事務ヲ除ク）、鑛山一般ニ關スル事務並ニ液体燃料（酸酵工業品ヲ除ク）ニ關スル事務
ヲ掌ル

第九條 電力局ニ於テハ電氣及發電水力ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條ノ二 生活物資局ニ於テハ所管行政ニ關スル中小企業ノ振興ニ關スル事務及主トシテ國
民生活ノ用ニ供スル工業品ニ關スル事務並ニ紙及紙製品ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條ノ三 國庫統計局ニ於テハ所管行政ニ關スル調査及統計ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 國工省ニ中央度量衡檢定所ヲ置キ度量衡器及計量器ノ檢定、比較檢査及試験ニ關スル事
務ヲ掌ラシム

國工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ支所ヲ設ケ中央度量衡檢定所 事務ヲ分掌
セシムルコトヲ得

中央度量衡檢定所長ハ一級又ハ二級ノ商工技官ヲ以テ支所長ハ二級又ハ三級ノ商工技官ヲ以
テ之ヲ充ツ

商工大臣ハ必要ト認ムル地ニ中央度量衡檢定所ノ出張所又ハ中央度量衡檢定所支所ノ出張所
ヲ設クルコトヲ得

第十一條 化學局ニ酸酵研究所ヲ置キ酸酵工業ニ關スル研究及試験ヲ掌ラシム

研究所長ハ一級又ハ二級ノ商工技官ヲ以テ之ヲ充ツ

第十二條 國工省ニ左ノ職員ヲ置ク

商工事務官

專任七人 一級

專任日二十五人 二級 内二人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任三百十六人 三級

商工技官

專任二人 一級

專任百十二人 二級 内四人ヲ一級ト爲スコトヲ得

專任二百五十九人 三級

第十三條 削除

第十四條 削除

第十五條 削除

第十六條 削除

第十七條 削除

第十八條 削除

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十一條 商工省ニ参與ヲ置キ省務ヲ參與セシム

参與ハ商工大臣ノ奏請ニヨリ關係各廳一級官吏及學歴經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ命ズ参與ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スヘシ

第二十二條 商工省ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム専門委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學歴經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ専門委員ハソノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ嚴守スヘシ

第二十三條 商工省ニ鑛務監督官ヲ置ク

鑛務監督官ハ二級又ハ三級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

鑛務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ鑛務監督官ノ鑛山ニ於ケル職務ヲ掌ル

第二十四條 商工省ニ統計官ヲ置ク

統計官ハ一級、二級又ハ三級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

統計官ハ上官ノ命ヲ承ケ所管行政ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ農商務省職員ノ職ニ在リテ中央度量衡檢定所、中央度量衡檢定所支所、中央度量衡檢定所出張所又ハ中央度量衡檢定所出張所ニ屬スル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ農商務省ハ同工事務官ニ農商務技師ハ商工技師ニ、農商務ハ商工局ニ、農商務技師ハ商工技師ニ同官等俸給ヲ以テ付セラレタルモノトス

本令施行ノ際現ニ中央度量衡檢定所、中央度量衡檢定所支所、中央度量衡檢定所出張所、中央度量衡檢定所出張所又ハ中央度量衡檢定所出張所ニ屬シタルモノ別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ中央度量衡檢定所出張所ノ例ニ依リ商工省職員ニ同官等俸給ヲ以テ付セラレタルモノトス

特許標準局官制

改正

昭和二十一年五月十五日	勅令第五百十八号
昭和二十年四月十五日	勅令第二百七十七号
昭和十九年五月十五日	勅令第二百七十七号
昭和十八年六月二十二日	政令第三百十六号
昭和十七年五月十五日	政令第三百十六号

第一條

特許標準局ハ商工大臣ノ管理ニ属シ發明、實用新案、意匠、商標、工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル事務ヲ掌ル

第二條

特許標準局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

商工事務官

專任十九人

二級

内一人ヲ一級ト為スコトヲ得

專任六十四人

三級

商工技官

專任九十人

二級

内三人ヲ一級ト為スコトヲ得

專任七十四人

三級

第三條

特許標準局ニ長官官房及五部ヲ置ク

部長ハ一級又ハ二級ノ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

長官官房及各部ノ事務ノ分掌ハ商工大臣之ヲ定ム

第四條

長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ三級官吏以下ノ進退ヲ專行ス

第五條

乃至第八條(削除)

第九條

特許標準局ニ抗告審判官、審判官及審査官ヲ置ク

抗告審判官ハ長官、商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ抗告審判

ヲ掌ル

審判官ハ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ審判ヲ掌ル

審査官ハ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ審査

ヲ掌ル

第十條

(削除)

第十一條

特許標準局ニ陳列館ヲ置キ發明、實用新案、意匠及商標ニ

裏面白紙

圖スル見本及鑑形竝ニ工業標準化及工業品ノ規格統一ニ關スル資料
ヲ蒐集陳列シ公衆ヲシテ之ヲ觀覽セシメ且抗告審判、審判及審査ニ
關スル圖書及書類ヲ保管シ公衆ヲシテ之ヲ閱覽セシム
陳列館長ハ二級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ
附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

特許標準局官制

改正

昭和二十一年五月五日	勅令第五百十八号
昭和二十一年四月十五日	勅令第五百十七号
昭和二十一年三月十五日	政令第三百七十一号
昭和二十一年二月二十九日	政令第三百六十六号

第一條 特許標準局ハ商工大臣ノ管理ニ属シ發明、実用新案、意匠、

商標、工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル事務ヲ掌ル

第二條 特許標準局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

商工事務官

專任十九人

二級

内一人ヲ一級ト為スコトヲ得

專任六十四人

三級

商工技官

專任九十人

二級

内三人ヲ一級ト為スコトヲ得

專任七十四人

三級

第三條 特許標準局ニ長官官房及五部ヲ置ク

部長ハ一級又ハ二級ノ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

長官官房及各部ノ事務ノ分掌ハ商工大臣之ヲ定ム

第四條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ

指揮監督シ三級官吏以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 乃至第八條(削除)

第九條 特許標準局ニ抗告審判官、審判官及審査官ヲ置ク

抗告審判官ハ長官、商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ抗告審判

ヲ掌ル

審判官ハ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ審判ヲ掌ル

審査官ハ商工事務官及商工技官ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ審査

ヲ掌ル

第十條 (削除)

第十一條 特許標準局ニ陳列館ヲ置キ發明、実用新案、意匠及商標ニ

裏面白紙

図スル見本及雛形竝ニ工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル資料
ヲ蒐集陳列シ公衆ヲシテ之ヲ觀覽セシメ且杭告審判。審判及審査ニ
関スル圖書及書類ヲ保管シ公衆ヲシテ之ヲ觀覽セシム
陳列館長ハ二級ノ商工事務官又ハ商工技官ヲ以テ之ニ充ツ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條 商工大臣ハ必要ト認ムルニ地方貿易事務局ヲ設ケ貿易

廳ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

地方貿易事務局長ハ一級又ハ二級ノ商工事務官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 貿易廳ニ顧問會議ヲ置ク

顧問會議ハ顧問若干人ヲ以テ組織シ廳務ニ関スル重要事項ヲ審議ス

長官ハ廳務ニ関スル重要事項ヲ顧問會議ニ報告シ其ノ意見ヲ徵スベシ

顧問會議ハ長官ニ対シ廳務ニ関スル重要事項ニ付建議スルコトヲ得

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳一級官吏及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

顧問ノ任期ハ一年トス

前五項ニ定ムルモノハ顧問會議ニ関シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

第六條 貿易廳ニ參與ヲ置キ廳務ニ參與セシム

參與ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳一級官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

參與ノ任期ハ一年トス

第七條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ廳務ヲ統理シ部下ノ

職員ヲ指揮監督シ三級官吏以下ノ進退ヲ專行ス但シ煙草、煙草用卷紙、塩、苦蕒、鹹水、麵製樟腦油ノ輸出及輸入ニ関スル事項ニ付テハ大藏大臣、米麦等主穀食糧、肥料及飼料ノ輸出及輸入ニ関スル事項ニ付テハ農林大臣ノ指揮監督ヲモ承クルモノ

第八條 課長ハ長官ヲ佐ケ廳務ヲ掌理ス

第九條 局長ハ一級ノ商工事務官ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ地方鈛山局又ハ地方商工處理部ハ職員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ地方鈛山局書記官又ハ地方商工處理部事務官又ハ地方鈛山局技師又ハ地方商工處理部技手又ハ地方商工處理部屬ニ、地方鈛山局技師又ハ地方商工處理部技手又ハ地方商工處理部員ニシテ休職中ノモノ別ニ辭令ヲ發セラレザラセラルトス

前二項ノ規定ハ文官任用ノ資格ニ關スル規定ノ適用ヲ妨ゲズ
當分ノ内餼業及砂鈛業ニ関スル出願（使用權ノ得喪變更ニ關スル申請ヲ含ム）及登錄ニ關スル事務ニ付テハ第二條ノ管轄區域ニ關スル規定ニ拘ラス內務大臣別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則
この勅令は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和二十二年五月一日公布)

この勅令施行の際現に地方商工事務局職員のある者は、別に辭令を發せられたいときは同級及び下の階級の地方事務官に充てられるものとする。
この勑令施行の之際には職務中の地方事務官又は地方技官は商工技官に任ぜられたものとす。此の際に該地方事務官又は地方技官となつた際に該地方商工局に属していた者は、別に辭令を發せられないときは、休職のまま、前項の例により商工事務官又は商工技官に任ぜられたものとする。

裏面白紙

商工部内臨時職員等設置制

昭和二十年勅令
第四百八十七号

第一條 臨時商工行政ニ関スル事務ニ從事セシムル爲商工省ニ左ノ職員ヲ増置ス

商工事務官

專任二人

一級

專任百三十六人

二級

商工技官

專任七十八人

二級

内一人ヲ一級ト
爲スコトヲ得

商工事務官又ハ商工技官

專任二百四十八人

三級

第九條 臨時地方商工行政ニ関スル事務ニ從事セシムル爲商工局ニ通ジテ左ノ職員ヲ増置ス

商工事務官

專任四十二人

二級

商工技官

專任二十八人

二級

商工事務官又ハ商工技官

專任八十四人

三級

第十條 臨時石炭ノ生産ニ関スル事務ニ從事セシムル爲石炭局ニ通ジテ左ノ職員ヲ増置ス

商工事務官

專任六人

一級

專任百十五人

二級

商工技官

專任二人

一級

專任八十四人

二級

商工事務官又ハ商工技官

專任三百十人

三級